

判決年月日	平成 2 4 年 7 月 1 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 4 年（行ケ）第 1 0 0 4 2 号		
○ 自動二輪車用タイヤに係る意匠である本願意匠と引用意匠との類否について、審決は、両意匠の共通点のうち、「さんずい」偏様の三つの溝が千鳥配置状に繰り返し配設されている点を重視して、両意匠が類似するとしたが、本判決は、公知意匠を斟酌すると上記の点のみでは要部であるとはいえず、繰り返しの単位を構成する三つの溝の具体的な形状等が要部に当たるとした上で、両意匠の三つの溝の具体的な形状等から生じる美感を認定・対比し、両意匠は非類似であるとして、上記審決を取り消した。			

（関連条文） 意匠法3条1項3号

- 1 本件は、原告が、本願意匠について意匠登録出願をしたところ、引用意匠（特許庁普及支援課が平成21年11月5日に受け入れた米国意匠特許公報2009年10月13日09W41号（登録番号US D601943S）に記載された意匠）に類似するとして拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から、請求不成立の審決を受けたので、その取消しを求めた事案である。
- 2 審決は、両意匠の共通点について、「特に長傾斜溝、中傾斜溝及び短溝の三つの溝が、全体として、横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する態様で、これらが、赤道を中心として千鳥配置状に配設されている点は、両意匠の基調を形成しており、需要者が両意匠を観察するとき、共通の印象を強く与え、共通の美感を生じさせるものであって、両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼす。」などとして、両意匠は類似すると判断した。
- 3 これに対し、本判決は、主として次の(1)、(2)のとおり判示し、両意匠の共通点を考慮したとしても、全体として取引者・需要者に引用意匠と異なる美感を生じさせるので、両意匠は類似しないとした。

(1) 要部の認定

「本願意匠において、全体としてみて、いずれも略同方向に傾斜した長、中、短の三つの溝を1単位とし、これを、赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設した点については、本願意匠の出願前に日米において複数登録されていることを斟酌すると、それだけでは取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な形態であるとはいえず、本願意匠においては、繰り返しの単位を構成する三つの溝の、具体的な形状、配列、位置関係等が、取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な部分（要部）であると認めることができる。」

(2) 両意匠の類否判断

「本願意匠は、全体として、三つの溝が略等距離を保ち、整然と配置されている印象を与える点に特徴がある。」、「引用意匠は、本願意匠と対比してみるとときには三つの溝が1単位となっているように観察されるものの、引用意匠それ自体を観察する限りにおいては、全

体として、三つの溝がまとまりなく、雑然と配置されている印象を与える点に特徴がある。」
「本願意匠の三つの溝は、溝縁が直線であり、端部に向けて溝幅が細くなることから、看者に対し、一方の先端がとがった細い直線により構成され、無機的であり、かつ、非常にすっきりとして、サイドウォールから赤道に向けて流れる印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。これに対し、引用意匠の三つの溝は、全体として、基本的に溝幅に変化がないことも相まって、看者に対し、同じ幅の溝が曲線的にねじ曲がった印象、例えていえば、先端の丸まった筒状の細菌あるいは細胞をまとまりなく配した印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。」

【本願意匠】の背面図



【引用意匠】の正面図 (F i g 2)

